

兵庫県住生活基本計画の改定（案）に対するひょうご住まい  
づくり協議会からの意見の概要とこれに対する考え方

項目等	意見の概要	件数	県の考え方
第4章1 (4) 他分野・民間事業者との連携や多様な主体の参画と協働	(本文 30 ページ) 建築関係団体や不動産関係団体など、住宅政策に関連する団体との連携も重要なため、関連分野間や民間団体との連携、地域住民やNPO、行政の参画と協働だけでなく、各種住宅関連団体との連携についても明記しておくべき。	1	〔計画にご意見を反映しました〕 項目名を「(4) 他分野・民間事業者等との連携や多様な主体の参画と協働」に変更するとともに、「まちづくり・福祉・環境・防災・産業振興などの関連分野や各種住宅関連団体との連携のほか、…」と記載します。
第4章 2 施策の推進体制	(本文 30 ページ) 施策の推進体制の表中、宅建業者、建設業者、生活支援サービス事業者だけでなく、「これらを構成する団体」まで「営利団体」に区分するのはおかしいのではないか。	1	〔計画にご意見を反映しました〕 「2 施策の推進体制」の表にある「非営利団体」と「営利団体」の区分をなくし、「民間団体等」のみの記載とするとともに、「これらを構成する団体」を「各種住宅関連団体」に変更した上で、「NPO、居住支援法人、社会福祉協議会等」の区分に移動します。
第4章 4 (1) オ(ア) 4 (4) オ、 4 (4) キ	(本文 33、40、41 ページ) 計画内における「ひょうご住まいづくり協議会」の表記について、専門委員会を ( ) 書きで記載するか否かで統一を図るべき。	1	〔計画にご意見を反映しました〕 4 (4) オの3項目目を「既存住宅の性能向上リフォームを促進するため、行政、事業者団体、地域団体、金融機関等で構成される「ひょうご住まいづくり協議会（住宅リフォーム推進委員会）」において、…。」、4 (4) キの5項目目を「行政及びマンション関係団体で構成される「ひょうご住まいづくり協議会（マンション管理適正化委員会）」が実施する「マンション実態調査」により、…。」と記載します。

兵庫県高齢者居住安定確保計画の改定（案）に対する  
ひょうご住まいづくり協議会からの意見の概要とこれに対する考え方

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第3章3	<p>(本文 15 ページ)</p> <p>施策の推進体制の表中、宅建業者、建設業者、生活支援サービス事業者だけでなく、「これらを構成する団体」まで「営利団体」に区分するのはおかしいのではないか。</p>	1	<p>〔計画にご意見を反映しました〕</p> <p>「3 施策の推進体制」の表にある「非営利団体」と「営利団体」の区分をなくし、「民間団体」のみの記載とするとともに、「これらを構成する団体」を「各種住宅関連団体」に変更した上で、「NPO、居住支援法人、社会福祉協議会等」の区分に移動します。</p>